令和3年5月17日(月曜日)

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別 委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、 西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、 妻鹿幸二、三木和成、谷川真由美、大西陽介、 伊藤大典

開会

協議 9時58分

(委員長)

産業局及び消防局から、本委員会に出席の上、 それぞれの所管事項について、説明を行いたいと の申し出を受けている。出席を認めてもよいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

出席を認めることとする。

また、「次回の委員会の開催について」は、関係 局との連絡調整が必要となる可能性もあるため、 総務局長の出席を求めたいと思うが、どうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

それでは、総務局長の出席を求めることとする。 また、前回の委員会で、各所管事項に対する各 委員から要望を一覧表にまとめ、机上配付してい るので、今後の所管事項の審査に当たって、備忘 録的な資料として活用されたい。

産業局

10時00分

報告事項説明

・農村地域防災減災事業 新池改修(その 2) 工 事

質問

10時05分

(質問)

改修工事の完了まで数年かかると思うが、中の 水はどうなっているのか。また、この新池の貯水 を利用している農作物の作付への影響はどうか。 (答弁)

水は抜いている状況であり、作付も止めている 状態である。

(質問)

他所の水を引いてこないのか。作付は当面行わないという認識でよいのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

作付面積はどの程度か。

(答弁)

9時58分

受益面積として、1.2 ヘクタールである。東山 農区からの要望書によると受益人数は 35 人であ る。

質問終了 10時06分

産業局終了 10時06分

水道局、消防局

10時07分

報告事項説明

• 消火栓設置工事

質問 10時10分

(質問)

消火栓の配置基準があると思うが、現在設置している箇所は、当該地域も含めて、適切な基準に基づいて設置しているのか。

(答弁)

水道事業者が消火栓を設置する場合、消防設備 基準に基づいて設置してもらっているが、さらに 警防活動上必要な箇所については、現場活動を考 慮した上、設置を要望している。

(質問)

本工事で、設置する3基の消火栓は新設であるのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

消火栓の設置は、次々出てくるものであるのか。 それとも、ある程度の設置は完了しており、見直 しや状況の変化により、新たに設置が必要な箇所 を消防局が事前調査するなり、要望を受けるなり で設置するのか。

(答弁)

今回の15基は、消防活動上必要なところであり、 要望を行い、設置してもらっている。

(質問)

旧市街地や歴史のあるような地域であれば、おおむね設置されているのか。

(答弁)

設置されている。さらに、市街地、密集地などでは、若干、基準が異なるが、十分行き渡っている。

 質問終了
 10時13分

 水道局、消防局終了
 10時13分

都市局 1 0 時 1 4 分 報告事項説明

·(仮称) 姫路市営白浜南住宅 3 号棟 205 号室火災 復旧工事

質問 10時15分

(質問)

周囲の部屋に、火災の影響はなかったのか。 (答弁)

火災は浴室のため、あまり影響がなかった。 (質問)

火災の発生が住人の過失による場合、改修時に 個人負担が生じるのか。

(答弁)

基本的には個人負担を求める。

今回は住人が死亡したため、保証人に負担を求めたが、最終的に火災共済金を使うことになった。

質問終了10時17分都市局終了10時17分

教育委員会、都市局 10時18分 報告事項説明

・姫路市立八木小学校水泳プール塗装改修工事

質問 10時20分

(質問)

資料に「八木地区における工事については本特別委員会の調査対象となったことから発注を保留したことにより6月中旬までに工事完了できない状況となった。」と記載があるが、本委員会が当該工事の執行を止めたわけではない。

本委員会は、4月14日と同月28日に開催しているが、急ぎの工事であったならば、そのときに審査の申し出を行い、本委員会の判断を仰げばよかった。また、前提として、本委員会が予算を止めたのではなく、市長が3地区について予算執行を保留すると発言したものである。事業執行できなかった責任を、本委員会に転嫁するように記載されているのは非常に心外だ。

先ほども述べたが、前回までの本委員会で審査の申入れを行っていれば、当該工事は内容的にも問題なく、予算も軽微であり、我々も執行については容易に納得できたと思う。今になって、審査対象議題としてくること自体に問題がある。指摘した部分は訂正の上、資料を差し替えてもらいたい。

さらに、この工事は、令和2年度の予算で対応すればよかったのではないのか。昨年度はプール利用が全然できなかったわけであり、工事期間も予算的にも余裕があったはずだ。学校から依頼のなかった相撲場は、議会に相談することなく、勝手に予算を使っているが、学校から依頼のあった工事に対して、なぜ対応しないのか。

工事自体は賛成するが、資料は訂正されたい。 経緯から言えば、非常に問題だと思う。

(答弁)

資料の文面については修正させていただきたい。 また、工事時期については、4月に入って早々の発 注でなければ工期的に間に合わなかった工事であ り、4月14日の本委員会で審査をお願いしていたと しても間に合わなかった。

(意見)

執行を急ぐ工事であるならば、なぜ、令和2年度 予算で対応しなかったのか。このような応急処置 が必要な工事に対応するための予算を、相撲場整 備に無理やり回してしまったため、令和2年度予算で対応ができなくなっている。そのことをしっかりと理解されたい。

(質問)

予算は幾らぐらいか。

(答弁)

800万円前後だ。

質問終了

10時23分

報告事項説明

· 糸引小学校西側囲障改修工事

質問

10時30分

(質問)

囲障改修スケジュールの資料が添付されているが、令和元年度から3年度の3年間で、この表の全ての幼稚園、小・中学校のブロック塀の撤去改修事業が完了するのか。

(答弁)

そうだ。

 質問終了
 1 0 時 3 1 分

 教育委員会、都市局終了
 1 0 時 3 1 分

こども未来局、都市局

10時32分

報告事項説明

・姫路市立灘児童センター空調設備改修工事

質問

10時37分

(質問)

当該改修工事は9月以降に着手との説明であったが、これから暑くなってくる。工事までの数か月間は、どのような対応を取るのか。

(答弁)

営繕課にも相談したところ、水漏れ等も少し発生しているが、今年度は何とかもつのではないかとのことである。新年度早々に契約し、工事を進めていくと、今年の夏場の冷房使用に間に合わないおそれがあることから、冷房の使用期間が終わってから、工事着工する予定である。

質問終了

10時39分

こども未来局、都市局終了

10時39分

観光スポーツ局、都市局

10時40分

報告事項説明

・八木小学校校庭クラブハウス外壁塗装改修等工 事

質問

10時41分

(質問)

小学校校庭クラブハウス外壁等改修実績等の資料によれば、残っているのは八木、増位小学校だ。 増位小学校のクラブハウスの改修は来年度に実施するのか。

(答弁)

来年度に改修工事を実施するかどうかは未定である。

質問終了

10時43分

観光スポーツ局、都市局終了

10時43分

市民局、都市局

10時43分

報告事項説明

・姫路市白浜支所・図書館白浜分館大規模改修等 工事設計委託

質問

10時45分

(質問)

全体計画として示せる資料はないのか。

(答弁)

住民窓口センター所管の出先機関の多くは、市 民センターや公民館などを間借りにしているよう なケースが大半である。

白浜支所は、図書館との複合施設ではあるが、 白浜支所を前面に出している。老朽具合を確認し ながら、順次、計画的に改修工事を実施している が、何年たてば改修工事を行うというような明確 な計画は策定していない。

質問終了

10時46分

市民局、都市局終了

10時46分

建設局

10時47分

報告事項説明

- · 八木 2 号線道路改良工事
- · 八木 2 号線測量設計委託

質問

10時50分

(質問)

当該道路は、もともと里道であったのか、それとも市道だったのか。

(答弁)

市道である。

(質問)

3メートルの市道ということは、昔の村のままであったということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

寄附を受ける土地は何筆で、何人の所有者が関係しているのか。

(答弁)

拡幅は北側のみであるが、土地としては一筆の みである。

(質問)

1人が寄附してくれたということか。

(答弁)

そうだ。現在、土地の確定を行っているところ であり、それが完了次第、寄附を受ける予定であ る。

質問終了

10時50分

報告事項説明

- 白浜 317 号線外設計等委託
- · 白浜 317 号線外舗装工事

質問

10時56分

(質問)

松岡議員からの要望・関与はなかったと記載がある。平成27年9月の経済委員会で、中央卸売市場が自浜地区に移転することが正式に決定したと思うが、同年10月1日付で灘の松原自治会が提出した要望書が全ての始まりだ。

要望書の要望事項の1つに、「市場管理者との定例会議の設置」があるが、連合自治会長や各種団体の役員がその会議に出席し、建設局、産業局及び市場関係者が説明に赴き、そこで、様々な要望が出され、それに応じていったという経緯がある

と思う。その点を考えれば、松岡議員等からの要望・関与はなかったとは言えない。この記述はいかがなものかと考える。認識を聞きたい。

(答弁)

資料に松岡議員から関与がないと記載したのは、 本日、審議していただく設計等委託や工事につい て、直接の要望等の関与はなかったという意味で ある。

(質問)

ピンポイントでの要望はなかったかもしれないが、一連の大きな流れの中で言えば、そうではないと考える。要望がなかったと、安易に記載する認識自体がいかがなものかと思う。

(答弁)

今回の審査対象案件は、松岡議員からの直接的な関与・要望がなかったものに絞っているが、委員の指摘どおり、大きな枠組みの中で言えば、要望や関与があったことは事実であり、その点は、十分認識している。資料における表現が適当ではないという指摘を踏まえて、今後、表現の仕方についても気をつけたい。

(質問)

松岡議員の関与があれば、絶対認められないといった単純な話ではない。関与があっても、必要性があり、不当要求でもなければ、認められるものもある。大枠の中で関与があったのは事実であるため、そのような表現に修正されたい。

(答弁)

松岡議員の関与や要望があったとの表現にすると、審査対象外と判断されてしまうと考えていたのは事実だ。事業の大枠の中で、関与があったことは十分認識している。表現等については、今後、気をつけたい。

(質問)

誤った内容を記載した資料は絶対に認められない。修正されたい。また、先ほどの意見のとおり、 松岡議員の関与があれば、全部認められないとは 言っていない。関与があっても必要なものは必要 だ。不当なことは認められないが、地元の議員だ から関与が認められないと指摘しているわけではない。それを曲解してはいけない。

(答弁)

文言については修正させてもらいたい。

(質問)

この事業は、設計委託と舗装工事であり、概要 には、舗装工事は交差点及び舗装の改良、設計委 託は道路改良に必要な設計委託と記載されている。 道路改良とは具体的に何を行うのか。

(答弁)

交差点における照明灯や案内標識の設置等があるが、主な内容は、白浜150号線と221号線の交差点の信号機を1基撤去して中央分離帯を設けることについて警察と協議している。しかし、この方法では歩行者の動線が遮られてしまうという問題があり、それら諸課題の調整を図った後に、設計委託を発注しようとするものである。

(質問)

道路照明灯の設置個所はどこか。

また、当該事業については、令和2年度に白浜市場線東ルート整備事業等の関連により予算削減した事業の1つと認識しているが、今の説明によれば、東ルートとは関係なく、中央分離帯の結論が出ていなかったので見送ったということか。

(答弁)

道路照明灯は一部の交差点に設置を予定するものである。また、予算削減との関連であるが、白浜150号線と221号線の交差点については、昨年から課題として挙がっていた。課題が解決すれば、令和2年度に一部でも工事を実施したいという思いがあり、予算に計上していたが、調整がつかず、予算の執行を見送ったということである。東ルートの整備は、当該交差点からの自動車の動線にも関係してくるので、関連する部分は多分にある。

(質問)

白浜150号線と221号線の交差点に関して、松岡 議員から要望は出ていないのか。

(答弁)

地元役員から意見が出て、それを松岡議員に依

頼している様子は見たことがある。

(質問)

白浜150号線と221号線の交差点について、建設 局として、どう考えているのか。

(答弁)

現状は信号機があり、横断歩道も三方にあり、 歩行者の動線は確保されている。

それに対して、今の警察の意見は、中央分離帯を設けて、信号機を撤去するため、歩行者の北側と南側の動線を全くなくしてしまうというものであり、調整を行っているところである。自治会の中からは、動線を現状どおりにしておいてほしいとの要望があった。

(質問)

協議の中で、松岡議員からどのような話があったのか。

(答弁)

松岡議員からは、中央分離帯を設置すると南から東に向かう右折車両がなくなる。東ルートができることによって中央分離帯が必然的になくなるといった話はあったが、当該交差点について行政側に対して何とかしてほしいというようなことは強く言われていない。

(質問)

東ルートありきの話になれば、中央分離帯を開けておかなければいけない話になる。東側に車両を流入させないために中央分離帯を設置しようとしているのに、わざわざ東に回れるようにしていることになりかねない。警察案では東ルートは不要だ。必要性があるのかということになる。

(答弁)

警察からは、仮に中央分離帯を設置しない場合は、東ルートだけでなく白浜85号線にも車が流入するため、振動騒音問題が生じるが、そのことについて地元の意見はどうなのかという質問が2月頃にあった。今後、地元の意見を聞きたいと考えている。

(質問)

まだ結論は出ていないが、今後、地元と協議を

していくということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

白浜317号線及び白浜318号線に歩道がない。令和3年第1回定例会中の建設委員会において、自転車や歩行者のために、何らかの対策が必要と指摘したが、どのような対策を考えているのか。

また、先ほどの中央分離帯の話であるが、そこがなくなると、歩行者等は歩道がない中で、中央 卸売市場までどこを通って行けばよいのか。

(答弁)

歩道については、外側線の横に、路側帯を幅員 約1.5メートル確保している。また、路肩のカラー 舗装についても考えていきたい。

また、歩行者等の市場への動線については、西側については路側帯、東側については、白浜221号線の東側に3.5メートルの歩道があるため、この歩道を通っていただくことはできないかと考えている。

(質問)

白浜317号線及び白浜318号線の道路の利用は、 市場関係車両の通行がメインだという話を聞いて いる。

つまり、基本的には大型車両の利用であり、防 護柵がないと危険であると指摘している。1.5メートの路肩だけでは安全性は確保できないと考えて おり、ガードレールを設置すべきである。

(答弁)

今後の検討とさせてもらいたい。

ラバーポールの設置も、今後考えていきたい。 (質問)

ラバーポールでは、大型車両が突っ込んだとき、 防護できない。そのため、ガードレールが必要で あると指摘しているが、どうか。

(答弁)

道路管理者として、歩行者の安全な通行確保は 原則である。車両に対する防護柵として、ガード レールやガードパイプなどがあり、車両対応の防 護柵の設置を前提として安全対策を考えたい。

(意見)

白浜318号線に設置できるのか。

(委員長)

その辺りは建設委員会で議論されたい。

(質問)

設計委託であるが、白浜150号線と白浜221号線の交差点の扱いについて警察と協議中であり、東ルートの整備が決定していないので、設計委託を発注しても、その後、設計変更する必要が出てくるのではないのか。

(答弁)

東ルートはない前提で警察と協議を進めているが、協議の結論が出なければ、委託発注はできない。また、4車線の道路を横断歩道で渡るのは危険であるため、片側1車線として、横断歩道を設置できないかといった協議を警察と行い、その是非を見極めながら設計委託を発注していきたいと考えている。

(委員長)

松岡議員の関与に関する文面は修正してもらうが、それ以外の内容についてはよいか。

(委員)

異議なし。

報告事項説明

質問終了

11時25分

· 八木 37 号線道路補修工事

11時28分

(質問)

質問

予算はどの程度か。

(答弁)

500万円以下である。

(質問)

内容的には問題ないが、令和元年8月に要望を受けて、なぜ、1年以上たってからの対応なのか。

(答弁)

要望を受けた時点で、令和3年に実施することを 地元にご了承いただいた経緯があったためである。 事業の選択については、もう少し慎重に考えたい。

(質問)

ほかにも要望が多数あり、受付順であったのか。 それとも、松岡議員から要望がなかったので、1 年以上経たってからの対応であるのか。

(答弁)

要望は多数あり、順番である。

質問終了

11時30分

報告事項説明

- 糸引公園照明灯設置工事
- ・糸引公園整備(その2)工事

質問

11時35分

(質問)

当該公園のグラウンドはかなり広いため、設置する照明灯の数も多くなると思うが、市内の他のグラウンドと比較してどうか。周辺は住宅街であり、明るくなり過ぎると、地域の人々への影響も生じてくると考える。夜遅くまで球技ができるような照明数ではないのか。また、照明灯はグラウンドを照らすためのものなのか。

(答弁)

照明灯の明るさは60ワットで、歩道照明の規模で20基設置する。基本的に園路を照らすものであり、指摘のとおり隣接する住宅が密集している地域であるので配慮している。あくまでも、夕暮でどきの園路を照らすためのものであり、補助基準に合った個数を設置している。

(質問)

当該公園は何年も工事が続いているが、過去に、 松岡議員から要望があったのかどうかは分からな いが、落札した業者は、3地区協議会から協賛金を 請求されたと仄聞している。

その落札事業者は、市の職員に相談したところ、 支払う必要はないと助言を受け、協賛金を支払わ なかったそうだ。

3地区協議会の関与があったと思うが、認識はどうか。

(答弁)

工事を行う中で、自治会への挨拶という話はあ るが、当該公園について、職員がそのような相談 を受けたということはない。

(質問)

仄聞していることと違うが、アンケート調査が 返ってきたときに審査したい。

トイレ工事が遅延していると聞いているが、何か事情があるのか。

(答弁)

トイレは設置済みである。

現在進行中の工事としては防球フェンスがあるが、柱を立てるための土質が弱いため、工法を一部変更することを検討中であり、時間がかかっている。

(要望)

照明は、公園利用において必要なものであると 思うので、工事を進めてもよいと考える。

今後は、3地区協議会の関与がないようにしてい ただきたい。

(質問)

同規模で20基も設置しているような公園はほか にあるのか。

(答弁)

グラウンドだけで幅約120メートル、南北約100メートルあり、規模的には問題ない。また、当該公園は防災拠点としての側面があり、それも勘案して設置している。

(質問)

天満公園も同規模ではないのか。

(答弁)

園路を照らす必要性があれば、必要に応じた規模の設置は行う。

(質問)

照らすのは、グラウンドでなく園路ということか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

白浜中村公園のあずまやは、貯留施設の復旧の 一部ということで、中村自治会が要望を上げてい る。内容的には問題はないと考える。当期に事業 執行してほしい。美土呂公園も同様である。事業 内容をもっと精査してほしいが、どうか。

(答弁)

今回は、補助事業に限定して審査をお願いした。 その他の事業についても必要性を検討し、次回以 降、審査の機会をいただき、説明したいと思う。

(質問)

中村公園の貯留施設の工事は、当初平成27年12 月の発注であったが中止となり、約5年近く待って いる状況である。

(答弁)

住民の人の思いも踏まえて、工事発注など進め ていきたい。

(委員長)

本日は執行部側の要望を受けて、委員会を開催 しており、審査案件も執行部側の選定である。

審査対象として選定していないのは理由があるかもしれないが、何も問題のない案件であれば、 きちんと挙げてもらう必要がある。今後の委員会では、しっかり対応されたい。

(質問)

当該公園の整備は、これほどにも時間がかかる ものであるのか。

(答弁)

整備期間は少し長くなっている。用地取得に時間を要したことと、一時貯留施設の工事が当初の計画から増えたことが原因である。

質問終了

11時47分

報告事項説明

• 市内都市公園遊戲施設更新工事

質問

11時50分

(委員長)

白浜・糸引・八木地区で更新予定はないのに、 なぜ、更新工事を止めて、我々が説明を受ける必 要があるのか。

(答弁)

当該更新工事は、市内一円を対象で行っている。 当該3地区も対象地域に入るため、対象案件として 挙げた。

(質問)

令和3年度は、当該3地区において更新工事を実施しないのではないのか。

(答弁)

認識に誤りがあった。指摘のとおり、今年度は当該地区は対象地区に入っていない。

(意見)

先ほどの案件では、松岡議員の関与があるのに、 本日の議題として挙げるため、故意に松岡議員の 関与がなかったように記載されている箇所もあっ た。当該更新工事は、本委員会で議題とする案件 ではない。もっとしっかりしてほしい。

質問終了1 1 時 5 3 分建設局終了1 1 時 5 3 分休憩1 1 時 5 3 分

再開 12時58分

下水道局 12時58分

報告事項説明

- 白浜町地内下水道管移設工事
- · 白浜町地内下水道工事
- ・ 白浜地区マンホールポンプ設置工事
- 兼田地内下水道工事

質問 13時05分

(質問)

白浜町地内下水道工事は、市場の近くだと思うが、市場の事業者とは直接関係ないのか。

それとも、市場の事業に合わせてこの工事を行 うのか。

(答弁)

直接市場と関係するというものではない。 地権者人が食品工場を建築したいということで 相談があったものである。

質問終了 13時05分

報告事項説明

・八家川第六ポンプ場設計委託 (下水道事業団 委託)

質問 13時06分

(質問)

先ほどの説明の中で、松岡議員の関与はないとの説明であったが、松岡議員は八家川流域浸水対策協議会のメンバーの一員ではないのか。

(答弁)

委員ではない。

(質問)

説明会に同席していたのではないのか。

(答弁)

オブザーバーとして同席されていたと仄聞している。

(質問)

八家川のポンプ場の関係で、既に完成した部分 はあるのか。

また、八家川ポンプ場に関する地域主催の式典などに、来賓として出席した事実はないのか。

(答弁)

一部完成したものは、添付資料の八家川流域浸水対策プランに掲載しており、例で言えば、雨水 貯留施設の糸引公園貯留施設が新設である。

(委員長)

そのときの式典に、松岡議員が参加した実績はどうか。

(答弁)

そこまで把握できていない。

(質問)

市とは直接関係なく、どこかの地域でお披露目などはあったのか。

(答弁)

調査して回答したい。

(意見)

もともと、八家川流域浸水対策プランがあり、 また、地域住民にとっても浸水対策は必要である ことから、国庫補助を受けながら事業を進めるこ とは必要なことだと思う。

だから、常にオブザーバーとして出席して、事業把握することは、地域の議員にとっては必要なことでもあるかもしれない。

しかしながら、資料の関与はなかったという表現は、いかがなものかと思う。

何でもよいというわけではないが、逆に松岡議員の関与があったから絶対認められないという話ではない。地域の大きな問題に関して、いろいろな説明を受けたり、要望を行うことも議員の仕事の一つだ。議員要望に対して配慮はあるとは思うが、それが不当であったり、過剰となってはいけない。資料の表現は適切にしてほしい。

(委員長)

資料では関与なしと記載があるが、先ほどの説明に一定の関与という言葉があった。実際どれくらいの関与があるとの認識か。

(答弁)

八家川のポンプ場について、地元自治会から要望書の提出はないが、八家川ポンプ場の基になる浸水対策プランの策定については、3地区の連合自治会や農区の人が委員として参画しているので、当該協議会の中で要望などがあり、ソフト、ハード両面で事業のメニューが決定してきたことは承知している。

(質問)

県主導の洪水調節池の新設に関して、通常時の 利用について、現在進行形で地元も含めていろい るな協議が進められていると思う。ポンプ施設の みのことであるが、地域からも含めて、このポン プ施設について、特段の要望はないという認識で よいか。

(答弁)

そのとおりだ。

(意見)

その調整池の完成式典には出席していたと思う。 (委員長)

事実確認されたい。

質問終了

13時20分

報告事項説明

- ・木場南排水路改修(その2)工事
- ・兼田排水ポンプ場ポンプ整備工事
- ・松原排水路3号排水ポンプ場ポンプ整備工事
- ・柿ノ木川改修工事

質問

13時20分

(質問)

柿ノ木川改修工事であるが、現在、この場所は 田畑であったと思う。この場所を暗渠化するとい うことは、上物を何かに利用する目的があると思 うが、何か要望はなかったのか。経緯について説 明されたい。

(答弁)

本年度については、1号擁壁工等、暗渠化工事を 実施しようと考えている。添付の資料地図の左側 の暗渠工のところに、幅4メートルという表記があ ると思う。これは、河川管理用通路として確保さ せてもらう予定であり、暗渠工にした理由は、河 川管理用の車両等が進入できるようにするためだ。 (質問)

普通一般車両が通行する場所にするというわけ ではないのか。

(答弁)

一般車両の通行等については想定していない。 ただし、沿道の農地等の進入については、一定の 利用があるものと考えている。

質問終了

13時28分

報告事項説明

・北原地内排水路改修(その2)工事

質問

13時30分

(質問なし)

質問終了

13時30分

報告事項説明

- ・木場南排水ポンプ場クラウド監視システム設置 工事
- ・宇佐崎排水ポンプ場クラウド監視システム設置 工事
- ・松原排水路 3 号排水ポンプ場クラウド監視システム設置工事

質問

13時32分

(質問)

どの程度の軽工事であるのか。

(答弁)

ポンプ場に通信設備を設置する工事である。規模から言えば、軽工事で十分対応できる工事であ

る。

(質問)

具体的にはどの程度か。

(答弁)

令和2年度に同様の工事を実施しているが、その 実績からおおむね120万円程度を予定している。

(質問)

3つの工事を1本にして入札にすれば、軽工事に しなくてもよかったのではないのか。

(答弁)

ポンプ場がそれぞれ独立しており、さらに稼働 状況や執行時期も含めて異なるという事情がある。 そのため、それぞれで工事発注を行うものである。

質問終了

13時39分

下水道局終了

13時39分

総務局

13時40分

報告事項説明

・白浜糸引八木地区対策協議会の実態把握と市と の関わりに関することについて

質問

13時48分

(質問)

かがみ文については、了承するが、資料の中で、「中央卸売市場対策特別委員会協賛金・播磨臨海促進の名目で1%の協力を依頼される。」とある。この種の活動に対して、工事契約の1%もの協賛金を集める必要がどこにあるのか。そういうことが問われていると思う。この点については、執行部も認識しておいてほしい。

中央卸売市場が白浜地域に移転されることに対して、なぜ、地元が協賛金を集める必要があるのか。

また、播磨臨海地域道路は、白浜地域だけにできるものではない。兵庫県全体にかかる事業に対して、なぜ、それだけの事業費を集める必要があるのか。あたかも公共的な役割を担っていると説明しているが、そのようなものが本当に必要かどうかということが問われているのではないかと思う。

また、「3地区協議会による協賛金要請に関する本市の考え方」に「当該事業者が自由な意思決定を行うことが困難な状況の中で、応じたものであれば」と記載されている。

この解釈は非常に難しいが、事業者は姫路市のことを全て知っているわけではない。市役所の職員が自治会に挨拶に行くよう指示して、事業者が自治会と思って挨拶に行くと、相手側は、我々は3地区協議会の役員であり、公共的な役割を担って仕事しているから寄附してくれと要望する。

このこと自体、自由な意思決定を行うことが困難となるよう誘導されており、問題があると思う。 その辺りの論点の整理をしてほしい。

市職員から挨拶に行ってくれと指示を受け、挨拶に行くと、中央卸売市場や播磨臨海地域道路とか、公的な目標であるかのような形で誘導する。

本来の自由な意思の寄附行為とは、一線を画した行為が行われているという前提に立たないといけない。

中には、きちんとした判断ができて、寄附をしない事業者もたくさんいると思うが、一部の人が 寄附してもこれだけの金額になっている。

そのため、アンケートにおいては、「本市職員の関わりについて」という項目の「本市職員による(自治会長ではなく)3地区協議会関係者へのあいさつの依頼はあったか。」という質問は、非常に微妙だと思う。

なぜかと言えば、事業者の多くは3地区協議会の 実態を知らないと思われるからだ。自治会長、地 元の代表のとこに行ってくれという程度の認識し かないと思う。

質問項目を設けているが、意味が分からない業者にとっては、入札後、3地区協議会への挨拶の依頼はあったのかと言われても、自治会長と3地区協議会と混同してしまう。

そのため、この質問の是非については、再度検 討が必要ではないかと思う。地元の代表者(自治 会長や3地区協議会の役員)と書けば理解されるか もしれない。言い回し方はともかく、地元の代表 者のところに挨拶に行けと言ったところに、問題 があったと思う。

どこまで詳しく書いても真意が相手に伝わるのか疑問だ。そういうところが、非常にこの問題の難しさであると思う。市職員が悪いと認識していないし、松岡議員に自分のところに挨拶にくるように伝えておいてほしい、地元に挨拶へ行くよう伝えておいてほしいと言われると、事業が円滑に進むように、挨拶に行くよう伝えているケースもあると思う。しかしながら、3地区協議会という認識は、市職員に、その時点でなかったと思う。市職員に認識がないのに、この質問を書いても無意味ではないかと思う。受けたほうも自治会長とは言われたけど、3地区協議会とは言われていないという認識になれば、アンケートに答えようがなくなってくると思うが、どうか。

(答弁)

1%の協賛金というのが、あたかも公共的というような感じがあるとの指摘があったが、そのような認識を持って、本市としても今後アンケートを行っていきたいと考えている。

また、寄附要求の件であるが、事業者と地元との関係において、誘導されているという指摘があったが、確かに、この報告をした事業者から話を聞いていても、そのようなところがうかがえた。問題意識を十分に持って、今後、指摘のような視点も持ちながらアンケートを実施していきたいと思う。

3点目のアンケートにかかる指摘については、 我々も迷っている。どのような回答をいただいて も、疑問が残るというところがある。

ただし、記名であるので、公表はできないが、 事業者に対して、もう少しアプローチして話を伺 うこともできるかもしれないので、項目としては 残しておこうと思っている。細かい記述になると、 回答しにくいところもあるので、もう少し具体的 に聞けるような文言を考えたい。

(質問)

下水道局審査に戻るが、八家川流域浸水対策協

議会が設置され、オブザーバーとして松岡議員が参加していた。手元に白浜糸引八木地区対策協議会広報があるが、3地区協議会の組織結成の始まりは水害対策であり、甚大な高潮被害の対策として、兵庫県河川整備計画による、八家川流域住民の長年の悲願だった八家川排水機場の新設、多発する豪雨への浸水被害の対策として八家川流域浸水対策プランを、100年安心プランとして国土交通省に登録していただくなどとある。

このことは認知していたのか。

(答弁)

広報を見せてもらっている。当該広報に記載されていた範囲となるが、発足の経緯は承知している。

(質問)

この広報には、3地区協議会の様々な活動内容が記載されている。結社の自由があるから、組織結成自体をとがめることはできないが、その活動は、連合自治会で対応すればよいと思う。1%の協賛金をもらうことが、連合自治会としてできないから、このような組織を作ったのかとも思える。この広報は持っているのか。

(答弁)

資料は、見させてもらっている。

(意見)

どのような組織を作ろうが、どのような活動を 行おうが、それは自由だ。

ただし、姫路市の公共事業に着目して、一律で 1%を取ろうという行為そのものが間違っている。 我々議会としては、それは看過できないという立 場だ。広報に記載されている活動自体は、我々が 制限するようなものではないと思う。

(質問)

資料の法的整理についての「寄附(協賛金)の 要請に当たり、現時点では確認できていない。」 という記載がある。現時点では確認できていない が、今後の市の姿勢として、この辺りを追求した 上で、告発も含めた対応をするのか。

(答弁)

既に警察にも相談している。今回、アンケート 調査を実施して、自由意思が働かない状態で、例 えば、阻害されているような状況の下で、そのよ うな要求をされているというような、刑事的に問 題があるというような状況が確認されれば、再度、 警察に相談したいと考えている。

(意見)

いずれにしても、アンケート結果で、きっちりした対応を取ってほしい。

(質問)

資料の本市担当者に連絡が入るまでの経緯に、 「請負業者Xの社長Aへ本市担当者から、地元自 治会役員に対し、着手の挨拶をするよう指示」と あるが、前提として、担当者は1%の協賛金を求め られることを承知の上での発言か。

(答弁)

承知していない。1%の協賛金は関係なく、単に地元の自治会長に挨拶しておいてほしいという意味合いだ。(質問)

「協賛金の使途についての説明があった。」と の文言があるが、これは、どのような説明であっ たのか。

(答弁)

東京等に要望・陳情に行く際の費用として、使 いたいというようなことだったと思う。

(質問)

旅費や弁当代というのは、前回の資料にも記載 があったと思うが。

(答弁)

前回の資料は新聞記事からの引用である。ヒア リングでもそう伺っている。

(質問)

この協議会に、松岡議員がいることが問題だ。 法律の専門家にも相談したが、あっせん収賄罪等 に抵触する可能性がないとも言えないとの意見で あった。その点についても、一度調査してもらえ るか。

(答弁)

確認したい。

(質問)

本市の顧問弁護士に、見解などを聞いていない のか。

(答弁)

今のところ聞いていないが、弁護士資格を持った職員もいるので、その辺りで対応を検討している。 どちらにしてもアンケート等を取り、事実関係をもう少し確認した上で、相談をかけたいと思っている。

(質問)

令和3年2月9日の読売新聞の記事では、10自治会の納める運営費と寄附金で、この協議会は運営されていると報道されていたが、その10自治会は、本当に運営費を納めているのか。

(答弁)

確認していない。

(質問)

確認すべきではないのか。

(答弁)

任意団体の会計規則など、そういうところにいきなり踏み込むということが中々できない。できる範囲で、かつ、必要に応じて、その辺りも検討したい。今のところ、そこまですぐに調査することは考えていない。

(意見)

ある自治会では納めていないということを聞いている。そういうところもあるので、聞かれるほうがよいと思う。

(委員長)

事業者が、自治会長、協議会の役員、どちらも 兼ねているといったことの見極めは難しいと思う。

先ほど、この質問部分は残したいとの答弁があったが、実際、自治会長・3地区協議会関係者であれば、どちらに行ったのか分からないということで、3地区協議会の関係者を前面に出したいという趣旨だったと思う。

すっきりとした項目とするため、何か工夫はできないのか。先ほどの意見があった中で、単に自治会長と3地区協議会関係者と併記するのは適切

でないというが、その後の質問で、「誰に対し挨拶するよう依頼されたか。」と、具体的に聞いている。それはどうなのか。

(答弁)

事業者側が、自治会長のところに行くと、3地区 協議会の協賛金のことを言われたので、これは3 地区協議会のことを指していると取る人もいる。

その辺りが、先ほど指摘があったように難しい ところであると思う。そのため、自治会長あるい は3地区協議会という選択肢にしたとしても、結局、 その辺りの疑問が出てくる。

この項目を入れるとするならば、実際、回答があった事業者に、これはどのような考え方での回答であるのかということを直接個別に聞くしかないと思う。

(質問)

市職員は自治会長へ挨拶に行くよう指示しているわけであり、3地区協議会のところへ行くようには言っていないと思う。

そうなると、結果、職員には責任がない、職員 を助けるためだけのアンケートになってしまう。

議会としても、頭から職員が悪いとか決めつけていない。職員は善意で工事をきちんと進めてもらうため、地元が挨拶に来てほしいと言っているということを伝えることぐらいは問題ないとの認識で言ったつもりであったが、それも3地区協議会がお金を集めるための誘導策であったことが、今になって分かった話だ。

この質問を残すのであれば、実際に寄附をした 事業者がいれば、先ほど局長が提案したとおり、 後で、個別に電話や面談で聞き取りを行っていく 形を取り、その辺りの実態をもう少し明らかにす べきである。

この質問だけは、職員を逃がす口実に、このようなアンケート項目を設けたのかという話になってしまう。誰のところに挨拶に行けと言われたのか、この質問項目だけは、記述式にするしかないのではないか。

(答弁)

どのような言葉で言われたのか事実だけを押さ えるということで、そのようにさせていただく。 真意などの確認の必要性があれば、個別に聞き取 り等も必要に応じて実施することとしたい。

(意見)

執行部側が、さらに突っ込んで具体的な中身を 知りたいと考え、アンケート以外でも、個別に相 手に協力を求める姿勢は評価したい。それで、実 態が分かるのであれば、一番よいと思う。

(答弁)

この質問項目については、名前を相手方に記述してもらうこととする。

(質問)

アンケートの公表はいつ頃になるのか。

回答の締切りが6月末として、分析に1か月は必要か。

(答弁)

分析した上で、もう1回確認を取りたいところも あるので、それぐらいはかかると思う。

(質問)

1か月でよいのか。

(答弁)

1か月程度で、何とかまとめたいと思う。

(委員長)

8月頭に報告されるものと認識しておく。アンケート調査は、我々としても期待が大きく、その結果を早く委員会でも知りたいと思う。先ほどの意見も踏まえた上、アンケート調査を行われたい。

質問終了 総務局終了 14時14分

14時14分

産業局

14時14分

報告事項説明

・賑わい拠点施設用地契約候補者選定委員会に関すること

質問

14時21分

質問終了

14時39分

(質問)

改めて聞くが、市場の白浜地区への移転や賑わ

い拠点施設に関して、地元雇用や地元へのにぎわい等とあるが、「地元」とは市としてどこを指しているのか。

(答弁)

広義では市域全体を考えるが、この要綱の中では白浜地区に限定した意味合いが大きいものと理解している。

(質問)

地元での雇用創出は白浜地区の雇用を増やせばよいという認識か。

(答弁)

市場は、本市の施設であるため、市全体を考え るべきであると思っている。

(意見)

その認識であれば、広い視野や視点に立って物 事を考えていく必要があるのではないか。

(質問)

本市の市場がカバーする範囲は、姫路市だけではなく、岡山県境まで、本当に広範囲で考えていかないといけない。委員の選定は、もちろん地元の人の意見を聞くことも大切であると理解するが、1つの小学校区の地域から2人も委員を選定することは異常だ。

我々も多くの委員会等に参加してきたが、このような選定を行っているところは、ここしかない。 地域コミュニティを代表する場合でも、基本は 地元と言えば、姫路市の連合自治会だ。姫路市の 連合自治会に推薦依頼を行い、また、連合婦人会 や老人会なども交えて検討してもらい、推薦して もらうのが通常のパターンだ。

中央卸売市場や賑わい拠点施設における、我々が言うところの地元とは、姫路とまだそれよりも 広い圏域を指している。白浜やごく一部の自治会 に特化して選定する方法は本市の行政をねじ曲げ ることになる。

本来であれば、商業に精通している商工会議所 や消費者の立場から消費者協会あるいは連合自治 会のような全地域コミュニティからの代表を推薦 してもらってもよかったと思う。そのような視点 が欠落し、同じ地区から2人も委員を選出するのは 白浜地区を偏重しすぎである。

今回、公募型プロポーザルの応募がなかったので、この委員会の役割は終わったと思う。再度募集するのであれば、委員の人数が増えてもよいと思うので、もっと幅広い分野から人を集めて、新たな布陣で望んでほしいと思うが、どうか。

(答弁)

意見もしっかり踏まえ、新しい枠組みを検討したい。

(質問)

先ほど説明のあった現委員での構成による委員 会は、同じ人が再度選定されることがあっても、 選定をし直すという認識でよいのか。

(答弁)

次の再出発に向けては、メンバー構成も考え直 し選定するということになる。

(意見)

もっと細かいことを言えば、肝心の商業や消費者、さらには市民代表という観点に加え、このようなメンバーを選定する場合、女性比率は必ず4割ということが決まっている。

(意見)

この案が提示されたときから、地元から2人も選出されるのは疑問があった。新たな選定委員を決めていくと思うので、ぜひ、その方向でお願いしたい。地元の声は、今回配付された資料にもあるとおり、いろいろな機会を捉えて聞いている。例えば、もう20回も開催されている市場運営協議会の中で地元のいろいろな意見が出されているので、あえて、この選定委員の中に入らなくても、十分意見を述べる機会はあると思う。

(委員長)

選定委員会の委員は、公募型プロポーザルが不 調となったため完全に役割は終わったという認識 でよいのか。

(答弁)

公募型プロポーザルは発表どおり中止となった。 各委員には、先ほどの意見を基に、委員構成を考 え直すということを話していきたいと考えている。 (委員長)

この案件は本委員会の所管事項の1つであるが、前回の説明会では、松岡議員の関与はないと報告を受けており、このたび公募型プロポーザルが中止となったため、この選定委員会の委員構成はこれで終了となる。私としては、この委員会での審査を終了し、今後については経済観光委員会で議論していただきたいと思うがどうか。

(委員)

それは、意見取りまとめの後でどうか。他の所管事項も全て意見の取りまとめをしないといけない。また、本所管事項は、今直ちに当局が何かをしないといけないという状況でもない。

(委員)

今の委員は、自分が今選ばれた状態のままであると思っているのではないか。

(質問)

要綱か何かで、その辺りについて何か決まっていないのか。

(答弁)

要綱上は、今回の公募型プロポーザルのための 委員であるので、契約に至るまでがその任期とい う形になっている。プロポーザルが途中で中止と なり、契約に至らないような形になっているので、 各委員には、きちんと伝える必要があると認識し ている。今後の委員構成は、本日の意見を踏まえ て、今と異なる構成にするよう対応していきたい。

質問終了 産業局終了

1 4 時 3 5 分 1 4 時 3 5 分

消防局

14時35分

14時39分

報告事項説明

・飾磨消防団白浜分団詰所の整備に関すること

質問 (意見)

現状で言えば、令和3年度の予算は可決したが、 市長からは白浜、糸引、八木の3地区については、 本委員会で、協議、了承を得てから執行するとの 申出を受けている。そのため、この案件については、本委員会で議論しないといけない状況になっている。消防局はどのように考えているのか。総務委員会で説明するとの考えであったのか。

(意見)

今の説明を聞いていると白浜分団詰所の建て替 えはできないと思う。

(意見)

白浜分団詰所の建て替えはやめるのか。

(意見)

資料を見る限りでは、白浜はできない。どこから整備を行うかについては、まだいろいろと交渉が必要であるから、どこからとは言えないが、とりあえず、古い順から建て替えをするしかないのではないか。

(委員長)

そのような理解でよいのか。

(答弁)

白浜分団詰所の建て替えをこのまま実施することは難しいと考えている。

(質問)

それならば、一旦、本委員会で、白浜分団詰所 の建て替えは、白紙に戻すと説明しないといけな いと思うが、どうか。

(答弁)

この建て替えに充てる緊急防災減災事業債(以下「緊防債」という。)は、非常に有利な財源である。そのため、古い建物から順番に調整していきたい。その上で、どこも難しいとなれば、可能性は低いが白浜分団詰所の可能性も出てくると思う。その辺りについては、総務委員会で説明させていただきたい。

(質問)

だからこそ、本委員会に上がった案件については、現状では白紙に戻す必要があると指摘している。白紙に戻した上で、新たな計画を総務委員会で審査してもらうというならば理解できるが、この案件はまだ、本委員会にかかったままだ。

本委員会としては、一旦、白紙に戻してもらう

必要があると思う。それを今、局長から申入れを 行ってもらい、総務委員会で新たな計画を審査す るという手順を踏まないといけない。本委員会に かかったままで、総務委員会で審査できないので はないのか。

(答弁)

白浜分団の整備更新については、白紙に戻した 上で、再度、総務委員会で審査していただきたい と思う。

(要望)

今後の計画も全て出して、総務委員会で議論してもらいたい。

(質問)

緊防債を活用すると思うが、対象の建物の差し 替えはできるのか。

(答弁)

白浜分団と違うところが決定すれば、差し替えて予算執行させていただきたいと考えている。緊防債の起債申請は、分団整備で申請しているので場所を変更しても、緊防債は活用できると考えている。

(質問)

緊防債は、1市で1施設限定でなく、単年度で数 か所の要望も可能であるのか。

(答弁)

とりあえず今年はこの1施設だけであるが、有利な財源であり、分団詰所もたくさんあることから、緊防債がある5か年については、年2、3か所程度、できるだけ多くの整備をしていきたいと考えている。

(質問)

財源があっての話だと思う。財政局にその部分 についてしっかりと説明し、緊防債が活用できる 間に、できるだけ多くの整備ができるよう努めら れたい。

(答弁)

できるだけ条件を整えて、執行できるよう取り 組んでいきたい。

質問終了

14時45分

14時45分

協議

14時46分

(委員長)

次回の委員会開催について協議を行うこととするが、冒頭で諮ったとおり、再度、総務局長に出席を求めることとする。

(委員)

資料提供であるが、遅すぎると思う。事務局も 大変かと思うが、そうであれば委員会の開催を中1 日開けるなどできないのか。

(委員長)

正副委員長に説明があったのも14日の午前中であった。原局もかなりぎりぎりのラインであると思う。

(委員)

金曜日の夕方に資料が送られてきても目を通す 時間がない。その辺りを考えてほしい。これでは 当日配付みたいなものであり、議論にならない。 (委員長)

次回委員会の開催について、先ほど資料に関して意見があった。また、前回は、資料の漏れだけでなく、隠蔽を疑わざるを得ないようなことや、委員が資料の不備を指摘するなどの状況が見受けられた。その辺りについて、総務局が各局に適切な対応を行うよう指示を出しておいてほしい。

また、我々も早めに資料を受け取って目を通して、本番に臨むのが委員のあるべき姿と思っている。そのため、早く資料提供ができるようにお願いしたい。

さらに、本日の冒頭で、前回の委員会で各委員から出された要望を一覧表にまとめて配付している。

本日は、産業局と消防局からも説明を行いたい との申し出があり、説明を受けたが、他局は、ま だまだ、要望に対する回答の準備ができていない と仄聞している。

しかしながら、いつまでも待てるものではなく、 次回の委員会までには、全ての要望に対する回答 を用意できていないと、審査もできないので、き ちんと対応されたい。

(答弁)

たくさんの資料があるが、丁寧で分かりやすい 説明を心がけたい。また、求められている資料に ついては、できるだけ早く完成させて、できたと ころから、事務局を通じて提供させてもらいたい。 その上で、次回、委員会が開催された際には、そ の資料に基づいた説明をさせてもらいたいと思う。 (委員長)

次回の委員会であるが、本来の所管事項の審査 に入っていく必要があると思う。そのため、一件 一件、本格的に審査するには、1日の目安として、 3、4件程度を集中的に審査したいと思うがどうか。 (委員)

スケジュール的に、いつ頃に最終報告を行う予 定か。全体として、年内いっぱいかけて審査する のか。大体の目安はあるのか。

例えばアンケートは、他の所管事項と別立てにするとか、6月末の本会議の最終日に中間報告をして、一定のとりまとめを行うのか。何らかの形で目標のようなものを決めないと、どのようなペースで審査してよいのか分からない。

今日の産業局の案件は一つの結論が出たと思う。 だから、そのように結論が出た案件については、 中間報告のような形で報告していくのも、1つの方 法であると思う。議案でもないので、中間報告と 最終報告の2本立てでやるのが1つの方法かもしれ ない。正副委員長でよく検討してほしい。

(委員)

時間がかかると思う。今日の分は、不当要求が らみの事案ではないが、前回、説明を受けたもの は、我々も知らない不当要求が山ほど出てきた。 所管事項について、もう少し深掘りできるような 会議がもう1回か2回ほど必要だと思う。結論が出 たものについては、中間報告のような形で、9月の 定例会でに報告すればよいと思う。不当要求議員 が関わるこの事業については、しっかりと議論し て結論を出す必要があると思う。その辺りはめり 張りをつけて、検討してほしいと思う。

(委員)

6月18日までに1回開催してはどうか。月末であれば1か月たったことになる。6月の特別委員会まで待っていると時間が空きすぎる。

(委員長)

本会議中の18日のほか、予備日の21日も開催したいと思う。先ほど、月末の開催という意見もあったがどうか。

(委員)

本日の審査案件は、工事一覧表に基づいて議論をしていくものと思っていたので、事業執行予定に限定しての質疑応答は戸惑ってしまった。新しく作る必要のある資料もあるかもしれないが、議事録的なものが残っているようなものもあると思う。1週間ぐらいあればできてしまうのではないか。(委員)

2日間取っていたが、結果的に、当局のために委員会を開催したというだけの話で、肝心の問題点の整理ができていない。だから、もう1日開催すべきであると思う。

(委員長)

前回の委員会の最後にお諮りしたのは、当局からの申出があった分に加えて、依頼した資料ができた分に関して随時、審査させていただきたいということで了承をいただいた。結局出てきた資料はこれだけであった。

(委員)

資料の提出期限を決めているほうが資料は出て くるのではないのか。

(委員)

日を決めて、それまでに提出を求めてはどうか。 (総務局長発言)

求められた資料も様々あるので、時間のかかる ものもある。次回の開催は5月末をイメージされて いるかもしれないが、それまでにできるものと仕 分けして、資料が整ったものについては、審査を お願いしたいという形で正副委員長に相談させて いただいた上で、審査案件を決めていただきたい と思う。

(委員長)

本会議の準備もあるが、委員会の開催に協力してもらえるか。

(委員)

とりあえず柔軟に、執行部から案件がまとまれ ばという形にしてはどうか。

(委員)

開催日だけ決めてはどうか。

(委員長)

5月31日に開催し、それまでに正副委員長に申出があった案件について審査するということで、よいか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

6月18日は開催するが、21日もできれば、開催したいと思う。常任委員会が予備日も開催するというのであれば、時間をずらすなどの配慮はしたい。中途半端な形のものを審査しても意味がないのえ、きちんと審査できる状態のものを審査することとする。

なお、明日5月18日は、本日で予定の審査を完了 したので、委員会の開催は行わないものとする。

閉会 15時02分